法科大学院認証評価

所見記入用紙・評価結果（分科会案）（様式）

＜分科会名＞

　　法科大学院認証評価第〇分科会

評価委員氏名

**１　使命・目的　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　評定（　４　３　２　１　）**

**項目：目的の設定**

|  |  |
| --- | --- |
| **評価の視点** | |
| **1-1** | **法科大学院制度の目的及び設置大学の理念・目的を踏まえ、個別の法科大学院の理念・目的を設定していること。** |
| **1-2** | **個別の法科大学院の目的を教職員や学生等の学内構成員に周知していること。** |

**（１）法科大学院基準の各評価の視点に関する概評**

**１－１　理念・目的の設定**

**１－２　理念・目的の学内周知**

**（２）提言**

**【長　所】**

・

**【特　色】**

・

**【検討課題】**

・

**【是正勧告】**

・

**（３）質問事項等**

**○質問事項**

１）

**○確認を希望する資料、施設等**

・

・

**２　教育課程・学習成果、学生　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　評定（　４　３　２　１　）**

**項目：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針**

|  |  |
| --- | --- |
| **評価の視点** | |
| **2-1** | **法科大学院制度の趣旨を反映し、修了時に学生が身に付けるべき資質・能力（学習成果）を明示した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育内容・方法を明示した教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明示した学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を適切に定めていること。その際、学位授与方針を起点とし、３つのポリシーが適切に連関し、教育の方向性を明確に示していること。** |

**（１）法科大学院基準の各評価の視点に関する概評**

**２－１　３つのポリシー（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針）の設定**

**項目：教育課程の設計と授業科目**

|  |  |
| --- | --- |
| **評価の視点** | |
| **2-2** | **学生による履修が段階的かつ体系的に行えるよう、下記の点を踏まえた適切な教育課程を編成しているか。**  **（１）授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目など適切に分類していること。**  **（２）法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり授業科目をバランスよく開設していること（「専門院」第20条の３）。**  **（３）学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないようにするなど、適切な配慮を行っていること（「専門院」第20条の３）。**  **（４）法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫していること。**  **（５）在学中の司法試験の受験資格取得を希望する学生に対応するカリキュラム編成について工夫していること。** |
| **2-3** | **遠隔授業やe-learning等の時間的・空間的に多様な形態で授業を行っている場合、適切な内容及び方法により、十分な教育効果をあげていること。** |
| **2-4** | **授業時間帯や時間割は、学生の履修に支障がないものであること。** |

**（１）法科大学院基準の各評価の視点に関する概評**

**２－２　段階的かつ体系的な教育課程の編成**

**２－３　多様な形態で実施される授業科目の内容・方法の適切性**

**２－４　学生の履修に配慮した授業時間帯・時間割**

**項目：法律実務に必要な能力を養う授業科目**

|  |  |
| --- | --- |
| **評価の視点** | |
| **2-5** | **リーガル・クリニックやエクスターンシップ等を実施している場合、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みを学内の規則で整えたうえで、学生に対して適切な指導を行っていること。また、それらは臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制の下で指導を行っていること。** |

**（１）法科大学院基準の各評価の視点に関する概評**

**２－５　リーガル・クリニックやエクスターンシップの実施に体制・内容及び守秘義務に関する仕組み**

**項目：教育の実施**

|  |  |
| --- | --- |
| **評価の視点** | |
| **2-6** | **学生に期待する学習成果を踏まえ、その達成にふさわしい授業形態として双方向・多方向の討論や質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法を取り入れていること（「専門院」第８条）。** |
| **2-7** | **法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力）及びその他の専門的学識の応用能力を涵養するための授業方法を適切に取り入れていること（「連携法」第４条第２項、「専門院」第20条の５）。その際、授業方法が過度に司法試験受験対策に偏し、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないこと。** |
| **2-8** | **下記のような取り組みによって、それらが相互に効果を発揮して学生の円滑な学習につながっていること。**  **（１）法曹として備えるべき基本的素養の水準を踏まえたシラバスを作成し活用していること（「専門院」第10条第１項）。**  **（２）法学未修者と法学既修者それぞれに応じた効果的な履修指導が行われ、また全体としてオフィスアワーを活用するなど学習支援が効果的に行われていること。** |
| **2-9** | **教育課程を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設を設け、かつ、以下の点を踏まえて適正な学生数で利用していること（「専門院」第17条）。**  **（１）効果的な学修のために、基本として１つの授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすること（「専門院」第20条の４第１項）。**  **（２）法律基本科目については、１つの授業科目について同時に授業を行う学生数を法令上の基準（50名以下）に従って適切に設定していること（「専門院」第20条の４第２項）。**  **（３）個別的指導が必要な授業科目（リーガル・クリニックやエクスターンシップ等）については、それにふさわしい学生数を設定していること。** |

**（１）法科大学院基準の各評価の視点に関する概評**

**２－６　法曹養成のための実践的な教育方法**

**２－７　法曹に必要とされる専門的学識の応用能力を涵養するための授業方法**

**２－８　シラバスの作成・活用及び履修指導・学習支援による効果的な学習**

**２－９　教育に適したクラスサイズ、施設・設備の整備**

**項目：学習成果**

|  |  |
| --- | --- |
| **評価の視点** | |
| **2-10** | **成績評価、単位認定及び課程修了認定の方法及び基準を設定し、これをあらかじめ学生に明示したうえで、明示された方法及び基準に基づいて公正かつ厳格に行っていること（「専門院」第10条第２項）。なお、追試験・再試験を行う場合、あらかじめ明示された客観的かつ厳格な基準に基づいて実施し、評価方法・基準についてもあらかじめ学生に明示したうえで、公正かつ厳格に行っていること。** |
| **2-11** | **１年次修了に必要な単位数を修得できない学生、共通到達度確認試験などの結果において成績不良の学生に対し、進級を制限するなどの措置を講じていること。** |
| **2-12** | **成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。** |
| **2-13** | **組織的な教育課程・方法等の改善・向上を図っていること（ＦＤ活動）。そのために、学生や修了生の意見を聴取し、司法試験の合格状況、標準修了年限修了者数及び修了率に関する情報、修了者の進路、修了生や学生の意見を把握・分析し、学位授与方針に示した学習成果を検証し、その結果を活用していること。** |

**（１）法科大学院基準の各評価の視点に関する概評**

**２－10　公正かつ厳格な成績評価及び追・再試験の適切な実施**

**２－11　成績不振の学生に対する措置**

**２－12　成績評価に関する問い合わせの仕組み・運用**

**２－13　学生からの意見及び学習成果の検証に基づくＦＤ活動**

**項目：学生の受け入れ**

|  |  |
| --- | --- |
| **評価の視点** | |
| **2-14** | **選抜方法及び手続をあらかじめ公表したうえで、所定の選抜基準及び体制のもとで、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に沿った入学者選抜を適切かつ公正に実施していること。また、複数の入学試験を設けている場合には、各々の選抜方法の位置づけ及び関係を明確にしていること（「専門院」第20条、「連携法」第２条）。** |
| **2-15** | **入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること（「大学院」第10条）。また、学生収容定員に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み・体制等を設け、大幅な超過や不足が生じた場合、その是正に向けた措置を適切に講じていること。** |

**（１）法科大学院基準の各評価の視点に関する概評**

**２－14**　**学生の受け入れ方針に沿った入学者選抜**

**２－15　定員管理及び適切な受け入れに向けた措置**

**項目：入学者の多様性の確保**

|  |  |
| --- | --- |
| **評価の視点** | |
| **2-16** | **入学者選抜の実施方法、実施時期その他の入学者選抜の実施に関する事項について、多用な経験を有する者を入学させるために、適切な配慮を行っていること（「連携法」第２条、第10条、「専門院」第19条）。** |

**（１）法科大学院基準の各評価の視点に関する概評**

**２－16　多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮**

**項目：適性、能力等の評価及び判定**

|  |  |
| --- | --- |
| **評価の視点** | |
| **2-17** | **入学者の適性、能力等に対する適確かつ客観的な評価により、適切な水準の学生を受け入れていること（「専門院」第20条）。法学未修者の受け入れにあっては、文部科学省の「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」を踏まえて入学者選抜を行っていること。** |
| **2-18** | **法学既修者の認定は、論文式の試験を含むものとし、適切な認定基準及び認定方法に基づき公正に行われていること。また、その認定基準は、適切な方法で事前に公表されていること（｢専門院｣第25条）。** |

**（１）法科大学院基準の各評価の視点に関する概評**

**２－17　入学者の適性・能力等の客観的評価**

**２－18　法学既修者の認定**

**項目：学生支援**

|  |  |
| --- | --- |
| **評価の視点** | |
| **2-19** | **適切な体制のもと、社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を行っていくための支援がなされていること。** |
| **2-20** | **下記のような取り組みによって、学生の円滑な学習を支援していること。**  **（１）アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による予習・復習等に係る相談・支援を行っていること。**  **（２）正課外の学習支援については法科大学院制度の理念に沿って過度に司法試験受験対策に偏していないこと。** |
| **2-21** | **進級要件等を満たさないなどの学力が振るわない学生、休学者及び退学者の状況、理由の把握及び分析に努め、適切に指導等を行っていること。** |
| **2-22** | **学生が自主的に学習できるスペース等が設けられ、学生の学習効果を高めていること。** |
| **2-23** | **図書館（図書室）は、学習及び教育活動に必要かつ十分な図書等を備え、かつ利用時間その他の利用環境が学習及び教育活動を支えるものとして十分なものであること。** |
| **2-24** | **学習及び教育活動に必要かつ十分な設備（情報インフラストラクチャーを含む）が整備され、活用されていること。** |
| **2-25** | **適切な体制のもと、進路選択に関する相談・支援、修了生の進路等の把握が行われていること。** |

**（１）法科大学院基準の各評価の視点に関する概評**

**２－19　多様な学生が学習を行うための支援体制の整備**

**２－20　予習・復習に係る相談・支援や正課外での学習支援**

**２－21　休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等**

**２－22　学生が自主的に学習できるスペースの整備**

**２－23　図書の整備及び学生に配慮した利用環境**

**２－24　情報インフラストラクチャーの整備**

**２－25　進路に関する相談・支援及び把握体制の整備**

**（２）提言**

**【長　所】**

・

**【特　色】**

・

**【検討課題】**

・

**【是正勧告】**

・

**（３）質問事項等**

**○質問事項**

１）

**○確認を希望する資料、施設等**

・

・

**３　教員・教員組織　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　評定（　４　３　２　１　）**

**項目：教員組織の編制方針**

|  |  |
| --- | --- |
| **評価の視点** | |
| **3-1** | **教員組織の編制方針を定め、法科大学院の教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的な設計（デザイン）を明確にしていること。** |

**（１）法科大学院基準の各評価の視点に関する概評**

**３－１　教員組織の編制方針及び全体的な設計の明確化**

**項目：専任教員の構成**

|  |  |
| --- | --- |
| **評価の視点** | |
| **3-2** | **専任教員の構成は、ジェンダーバランスなどの多様性に考慮したものであること。** |

**（１）法科大学院基準の各評価の視点に関する概評**

**３－２　多様性を考慮した専任教員の構成**

**項目：教員の募集・任免・昇格**

|  |  |
| --- | --- |
| **評価の視点** | |
| **3-3** | **教員の募集、任免及び昇格について、適切な内容の基準及び手続を定め、それらに基づき公正に実施していること。** |

**（１）法科大学院基準の各評価の視点に関する概評**

**３－３　教員の募集・任免・昇格**

**項目：教員の資質向上等**

|  |  |
| --- | --- |
| **評価の視点** | |
| **3-4** | **専任教員の資質向上を図るために、全学的な研修の機会の活用、新任教員等の教育上の指導能力及び大学教員に求められる職能に関する理解の向上を図る機会を設けるなど、組織的な研修等の実施に努めていること。** |
| **3-5** | **専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等について、適切に評価していること。** |

**（１）法科大学院基準の各評価の視点に関する概評**

**３－４　専任教員の資質向上のための組織的な取組み**

**３－５　専任教員の活動を評価する仕組み**

**項目：教育研究条件・環境及び人的支援**

|  |  |
| --- | --- |
| **評価の視点** | |
| **3-6** | **専任教員の教育研究活動に対し、適切な条件設定（授業担当時間の適正な設定、研究専念期間等の保証、研究費の支給等）、環境整備（研究室の整備等）、及び人的支援（ＴＡ等）を行っていること。** |

**（１）法科大学院基準の各評価の視点に関する概評**

**３－６　教育研究条件・環境及び人的支援**

**（２）提言**

**【長　所】**

・

**【特　色】**

・

**【検討課題】**

・

**【是正勧告】**

・

**（３）質問事項等**

**○質問事項**

１）

**○確認を希望する資料、施設等**

・

・

**４　法科大学院の運営と改善・向上　　　　　　　　　　　　　　　　　　評定（　４　３　２　１　）**

**項目：法科大学院の運営**

|  |  |
| --- | --- |
| **評価の視点** | |
| **4-1** | **法科大学院を運営する固有の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。** |
| **4-2** | **教育等の企画・運営等における責任体制が明確であること。** |
| **4-3** | **法曹養成連携協定を締結している場合、適切な協定を締結したうえで、実施されていること（連携法第６条）。** |

**（１）法科大学院基準の各評価の視点に関する概評**

**４－１　管理運営のための固有の組織体制の整備**

**４－２　教育等の企画・運営等における責任体制**

**４－３　法曹養成連携協定の締結及び適切な運用**

**項目：自己点検・評価と改善活動**

|  |  |
| --- | --- |
| **評価の視点** | |
| **4-4** | **自己点検・評価のための手続を明確にし、かつ責任ある体制のもとで組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。また、その結果を教育研究の改善・向上に結び付けていること。** |
| **4-5** | **認証評価機関等から改善の必要性を指摘されたものについては、適切に対応していること。** |

**（１）法科大学院基準の各評価の視点に関する概評**

**４－４　自己点検・評価体制・手続き及び組織的・継続的な自己点検・評価に基づく改善・向上**

**４－５　認証評価機関等からの指摘事項への対応**

**項目：社会との関係、情報公開**

|  |  |
| --- | --- |
| **評価の視点** | |
| **4-6** | **教育課程連携協議会からの意見を教育課程に反映することにより、社会からの意見を法科大学院の教育や運営、それらの改善・向上において活用していること。** |
| **4-7** | **情報公開のための規程・体制を整備し、自己点検・評価の結果及び認証評価の結果を含め、法科大学院の運営と諸活動の状況について情報を公開し、説明責任を果たしていること。** |

**（１）法科大学院基準の各評価の視点に関する概評**

**４－６　教育課程連携協議会からの意見に基づく教育課程の改善・向上**

**４－７　情報公開のための規程・体制の整備、適切な情報公開**

**（２）提言**

**【長　所】**

・

**【特　色】**

・

**【検討課題】**

・

**【是正勧告】**

・

**（３）質問事項等**

**○質問事項**

１）

**○確認を希望する資料、施設等**

・

・

**【総合評価】**

＜認定の可否＞（　可　　否　）

＜総評＞

○○大学大学院○○研究科○○専攻は、○○○○○○○○○○○○○○という理念・目的を踏まえて、△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△という教育目標を設定している。

当該法科大学院では、これらの教育目標を達成するために、××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××（例：規模や地域性など）という状況を踏まえて、以下のような特色ある取り組みを実践している。

まず、教育課程においては、○○○○○○○や△△△△△△△を導入し、学生が□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□を身に付けることができるよう、特色ある教育を行っている。また、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ことは、○○○○○○の観点から特色ある取組みといえる。

つぎに、施設・設備においては、○○○○○○○○○○○○○○といった学生の特性を踏まえて、△△△△△△△△△△△教室を開設し、学生の学習環境の充実を図っている。

一方で、以下の点については、課題が見受けられる。

まず、成績評価において、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○や△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□のような問題点が認められ、××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××という事情も考慮できるが、これらの点の改善に努めることが求められる。

また、学生の受け入れにおいては、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○といった問題が認められ、改善することが望まれる。

これらの点を改善するためにも、今回の法科大学院認証評価の結果を活用し、改善に向けて今後も継続して自己点検・評価活動に取り組み、教育の質のより一層の保証・向上を図ること、さらには、当該法科大学院の特色をさらに伸張していくことを期待したい。

以　上